

学校法人高山短期大学 役員名簿

令和8年5月10日現在

理事

氏名	備考
坂井 歩	学長 ※
前田 克郎	理事長 ※
菅沼 義一	※
川畑 晴彦	※
高村 光男	
有巢 秀司	
村山 智子	

7名 ※学内

評議員

氏名	備考
岡田 廣志	
小屋垣内 喜芳	
藤田 和孝	
折敷 地 淳	
畑中 克己	
住 公 人	
中村 宜裕	※
平塚 純子	※

8名 ※学内

監事

氏名	備考
野尻 修二	
谷口 裕典	常勤

2名

会計監査人

氏名	備考
北野 一郎	

学校法人高山短期大学 特別職報酬手当支給規程

第1条 この規程は、学校法人高山短期大学特別職の、特別報酬手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、特別職とは次のものをいう。

- (1) 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、常勤理事、非常勤理事、監事
- (2) 学長、学長相談役、事務局長、顧問、参与、附属幼稚園長

第3条 特別報酬手当は、社会的水準、法人の支払能力を考慮して公正に決定する。

第4条 特別報酬手当は、別に定める。

第5条 会議等の出席者（非常勤特別職）に、日当を支給する。

理事及び監事は10,000円、評議員は5,000円に源泉所得税相当額を加えた額とする。

2 高山市以外からの出席者に対する交通費は、鉄道運賃の実費（グリーン料金含まず）又は燃料代（旅費規程に準じた距離換算）を支給する。

第6条 監査に対する手当は、日当15,000円とする。

2 特別監査手当は、第1項に準ずる。

第7条 この規程の実施について、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

第5条の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

下記報酬を上限として支払うものとする。

(単位：円)

職 名	内 訳	報 酬 手 当
理 事 長	年 額	7,200,000
代 表 業 務 執 行 理 事	〃	4,200,000
業 務 執 行 理 事	〃	240,000
そ の 他 の 理 事	〃	120,000
常 勤 監 事	〃	480,000
監 事	〃	120,000
学 長	〃	2,400,000
学 長 相 談 役	〃	600,000
事 務 局 長	〃	600,000
附 属 幼 稚 園 長	〃	600,000